

湯河原町福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 3月 31日

湯河原町長

内藤喜文

湯河原町規則第 12号

湯河原町福祉会館条例施行規則の一部を改正する規則

湯河原町福祉会館条例施行規則（昭和52年湯河原町規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「使用許可申請書（様式第1号）」を「湯河原町福祉会館使用許可申請書（様式第1号）」に、「使用日前5日」を「使用日の5日前」に、「変更申請は、前日までに町長に提出して、使用許可を受けなければならない」を「町長に提出しなければならない」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 町長は、福祉会館の使用を承認したときは、湯河原町福祉会館使用許可書（様式第2号）を交付するものとする。

第5条を削り、第6条を第5条とし、第7条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（使用料の減免申請等）

第7条 前条の規定に基づく使用料の減免を受けようとする者は、湯河原町福祉会館使用料申請書（様式第4号）。以下「使用料減免申請書」という。）を町長に提出して承認を受けなければならない。

2 町長は、使用料減免申請書の提出があった場合において、減免すべき正当な理由があると認めるときは、申請者に対して湯河原町福祉会館使用料減免決定通知書（様式第5号）を交付するものとする。

3 前条第3項に該当する団体からは、使用料減免申請書は徴しない。

第9条中「使用許可取消申請書（様式第5号）を」を「湯河原町福祉会館使用取消申請書（様式第6号）を使用日の5日前までに、町長に」に改め、同9条に次の1項を加える。

2 町長は、使用の取消しを承認したときは、申請者に湯河原町福祉会館使用取消通知書（様式第7号）を交付するものとする。

第9条を第8条とする。

第10条を削り、第8条の次に次の2条を加える。

（使用料の還付）

第9条 条例第6条ただし書の規定による使用料の還付は、次のとおりとする。

(1) 災害その他使用者の責めによらない理由により利用できなかったときは、

既納の使用料の全額を還付する。

(2) 使用日の5日前までに前条第2項の規定により使用の取消しを承認したときは、既納の使用料の額の100分の80に相当する額を還付する。

(3) その他町長が特別の理由があると認めるときは、既納の使用料の額の100分の50に相当する額を還付する。

2 前項の使用料の還付を受けようとする者は、湯河原町福祉会館使用料還付申請書(様式第8号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項に規定する申請書の提出があった場合において、還付すべき正当な理由があると認めるときは、申請者に対し湯河原町福祉会館使用料還付決定通知書(様式第9号)を交付するものとする。

(使用承認の取消し等)

第10条 町長は、条例第9条の規定により使用の条件を変更し、又は使用を取り消すときは、湯河原町福祉会館使用変更(取消)通知書(様式第10条)を申請者に交付するものとする。

第16条を次のように改める。

(損傷等の届出)

第16条 使用者等が会館の使用に際し施設、設備等を毀損し、又は滅失した場合において、直ちにその旨を町長に届け出て、その指示を受けなければならない。

第17条各号列記以外の部分「運営協議会」を「福祉会館運営協議会(以下「運営協議会」という。)」に改め、同条第2号中「第7条第3項」を「第6条第3項」に改める。

第21条の見出しを「(庶務)」に改め、同条中「事務」を「庶務」に改める。

第21条の次に次の1条を加える。

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

様式第1号から様式第5号までを削り、附則の次に様式として次の10様式を加える。

様式第1号（第4条関係）

湯河原町福祉会館使用許可申請書

申請番号	年 月 日
湯河原町長 様	
申請者	住所 氏名又は団体の名称 代表者氏名 電話
使用責任者	住所 氏名 電話
	F A X F A X
会館の使用を、次のとおり申請します。	

催事区分					
催事詳細					
使用目的					
使用年月日	使用時間	使用会館名	使用目的		使用料
			室名	利用予定人数	
基本料合計					
加算額					
減額					
使用料					

決 裁						

様式第2号（第4条関係）

湯河原町福祉会館使用許可書

申請番号	年 月 日
申請者	住所 氏名又は団体の名称
	代表者氏名
	電話
	F A X
使用責任者	住所 氏名
	電話
	F A X
湯河原町長 印	
会館の使用を、次のとおり許可します。	

催事区分					
催事詳細					
使用目的					
使用年月日	使用時間	使用会館名	使用目的		使用料
			室名	利用予定人数	
			基本料合計		
			加算額		
			減額		
			使用料		

様式第4号（第7条関係）

湯河原町福祉会館使用料減免申請書

申請番号	年 月 日				
湯河原町長 様					
申請者	住所 氏名又は団体の名称 代表者氏名 電話番号				
使用責任者	住所 氏名 電話番号				
会館の使用料の減額・免除を次のとおり申請します。					
使用年月日	使用時間	使用会館名	減 免	基本料	減免額 (減免率)
申請理由			使用料合計		
			減免額合計		
			減 額		
			加 算 額		
			使 用 料		

決						
裁						

様式第5号（第7条関係）

湯河原町福祉会館使用料減免決定通知書

申請番号		年 月 日			
申請者	住所	氏名又は団体の名称			
	代表者	氏名			
	電話	住所			
使用責任者	住所	氏名			
	電話	住所			
		湯河原町長 印			
会館の使用料の減額・免除を次のとおり許可します。					
使用年月日	使用時間	使用会館名	減 免	基本料	減免額 (減免率)
申請理由			使用料合計		
			減免額合計		
			減 額		
			加 算 額		
			使 用 料		

様式第6号（第8条関係）

湯河原町福社会館使用取消申請書

申請番号	年 月 日
湯河原町長 様	
申請者	住所 氏名又は団体の名称 代表者氏名 電 話
使用責任者	住所 氏 名 電 話
年 月 日付けで許可された 会館の使用の取消しを、次の とおり申請します。	

使用年月日	使用時間	使用会館名	使用目的	使用料 キャンセル料

取消理由 取消日：	使用料合計	
	キャンセル料合計	
	既 納 額	
	追 徴 額	
	還 付 額	

決 裁						

様式第7号（第8条関係）

湯河原町福社会館使用取消通知書

申請番号	年 月 日
申請者	住所 氏名又は団体の名称
	代表者氏名
	電話
使用責任者	住所 氏名 電話
湯河原町長 印	
年 月 日付けで許可された 会館の使用の取消しを、 次のとおり許可します。	

使用年月日	使用時間	使用会館名	使用目的	使用料 キャンセル料
取消理由 取消日：			使用料合計	
			キャンセル料合計	
			既納額	
			追徴額	
			還付額	

様式第8号（第9条関係）

湯河原町福祉会館使用料還付申請書

申請番号	年	月	日	
湯河原町長 様				
申請者 住所 氏名又は団体の名称 代表者 氏名 電 話 使用責任者 住所 氏名 電 話				
会館の使用料の還付を、次のとおり申請します。				
使用年月日	使用時間	使用会館名	請求理由	過払額
還付請求理由				
使用許可年月日			還付請求額	

決						
裁						

様式第9号（第9条関係）

湯河原町福社会館使用料還付決定通知書

申請番号	年 月 日			
申請者	住所 氏名又は団体の名称			
	代表者氏名			
使用責任者	住所 氏名 電話			
湯河原町長 印				
会館の使用料の還付を、次のとおり許可します。				
使用年月日	使用時間	使用会館名	請求理由	過払額
還付請求理由				
使用許可年月日		還付請求額		
還付額				
充当額				
返金額				

様式第10号（第10条関係）

湯河原町福祉会館使用変更（取消）通知書

申請番号	年	月	日	
申請者	住所			
	氏名又は団体名			
	代表者指名			
	電話番号			
使用責任者	住所			
	氏名			
	電話番号			
			湯河原町長 <input type="checkbox"/>	
	年	月	日	
付けて許可した 会館の使用につき、				
次のとおり変更（取消）します。				
1	<input type="checkbox"/>	変更	<input type="checkbox"/>	取消
2	1の理由			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和7年2月3日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。